

**国税庁が障害福祉サービス事業
に法人税課税すると示したことに
関する緊急アンケート
報告書**

2018年5月

茨城NPO事務支援センター

(運営:認定NPO法人 茨城NPOセンター・commons)

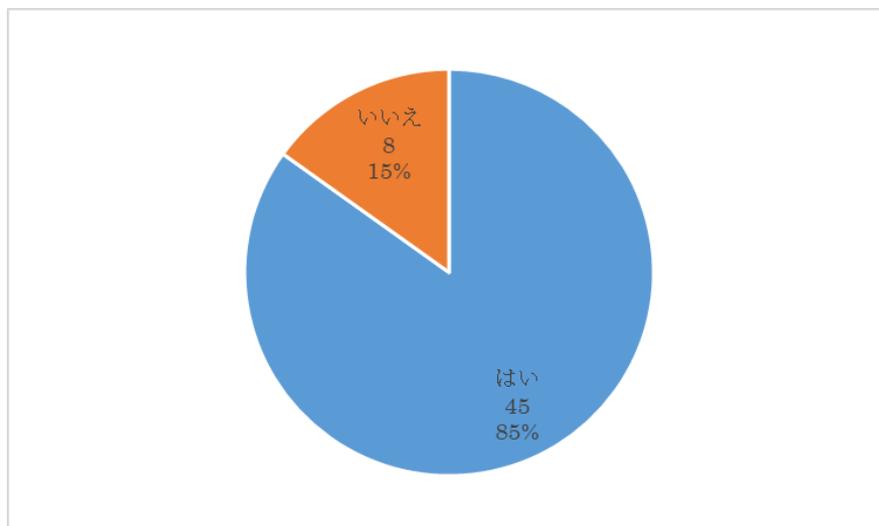
調査概要

名称	国税庁が障害福祉サービス事業に法人税課税すると示したことに関する緊急アンケート
目的	NPO 法人が行う障害福祉サービス事業について、法人税の対象となる「収益事業に該当する」と、国税庁が2017年7月に発表しました。県内NPO 法人がその対応方法を検討し、また他の団体の対応方針が気になっているところです。 そこで、上記の対応状況を調査、実態把握を行うことで、障害福祉サービス事業に取り組むNPO 法人に対し、今後の対応の参考となる情報を提供します。
対象	茨城県内で障害福祉サービス事業に取り組むNPO 法人
対象数	143 法人
回答数	53 法人
回答率	37.1%
対象期間	2018年3月27日～4月30日
方法	FAXによる書面調査
主体	茨城NPO 事務支援センター（運営：認定NPO 法人 茨城NPO センター・ commons）
助成	NPO 法人会計基準協議会 「会計強化キャンペーン」 事業

1. 国税庁の判断への対応状況に関する質問

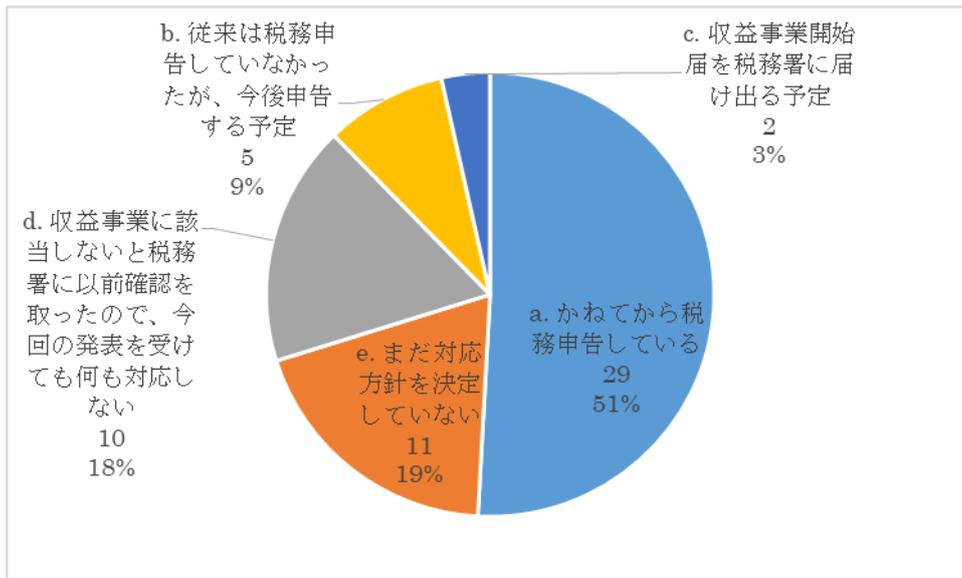
- ① NPO 法人が行う障害福祉サービス事業について、国税庁が法人税の対象となる「収益事業に該当する」と昨年発表したのをご存知でしたか？

対象数	143 法人
回答数	53 法人
回答率	37.1%



② 国税庁の発表を受けて、今後どのように対応される予定ですか？（複数回答可）

対象数	143 法人
回答数	51 法人
複数の選択肢を回答	5 法人
回答率	35.7%

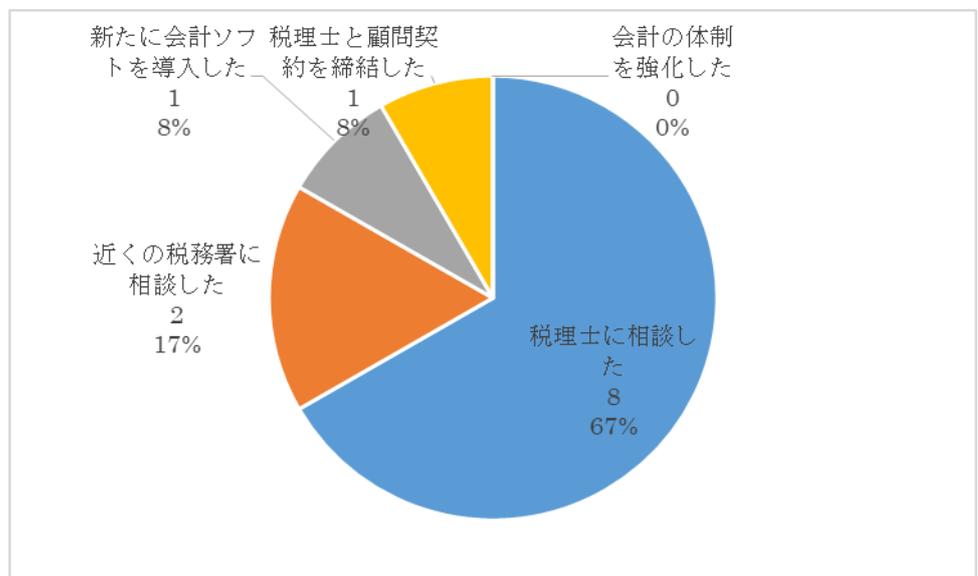


※ その他「実費弁償方式による申請確認の届け出を税務署へ提出し、収益事業非該当とする予定。」

※ 収益事業開始届を税務署に届けると回答した団体のうち 1 団体は、2018 年 3 月に届出予定

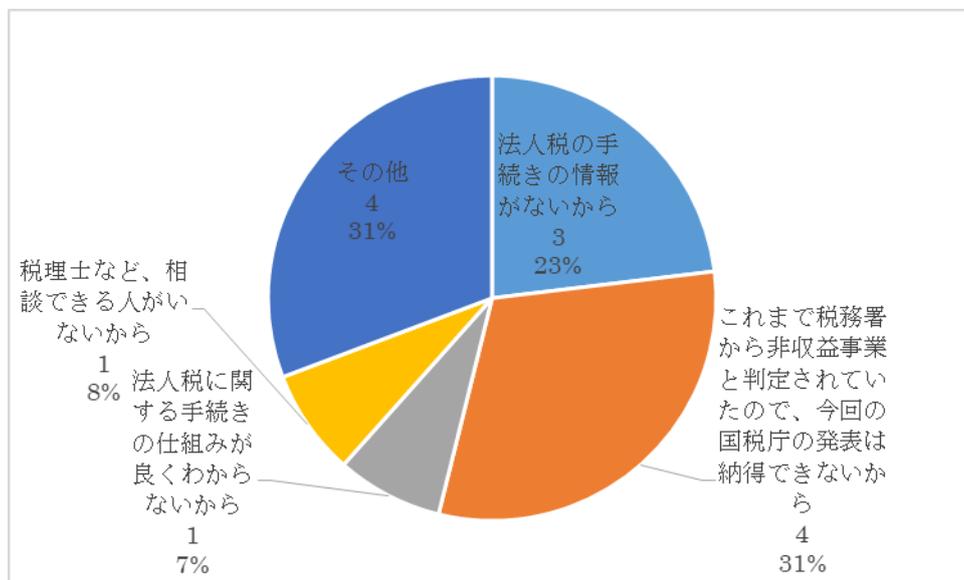
③ ②の質問で、b または c を選択された団体にお伺いします。税務申告に向けて、どのような対応をされていますか？（複数回答可）

回答数	11 法人
複数の選択肢を回答	1 法人



④ ②の質問で、e を選択された団体にお伺いします。なぜ e を選ばれたのでしょうか。
 (複数回答可)

回答数	11 法人
複数の選択肢を回答	1 法人



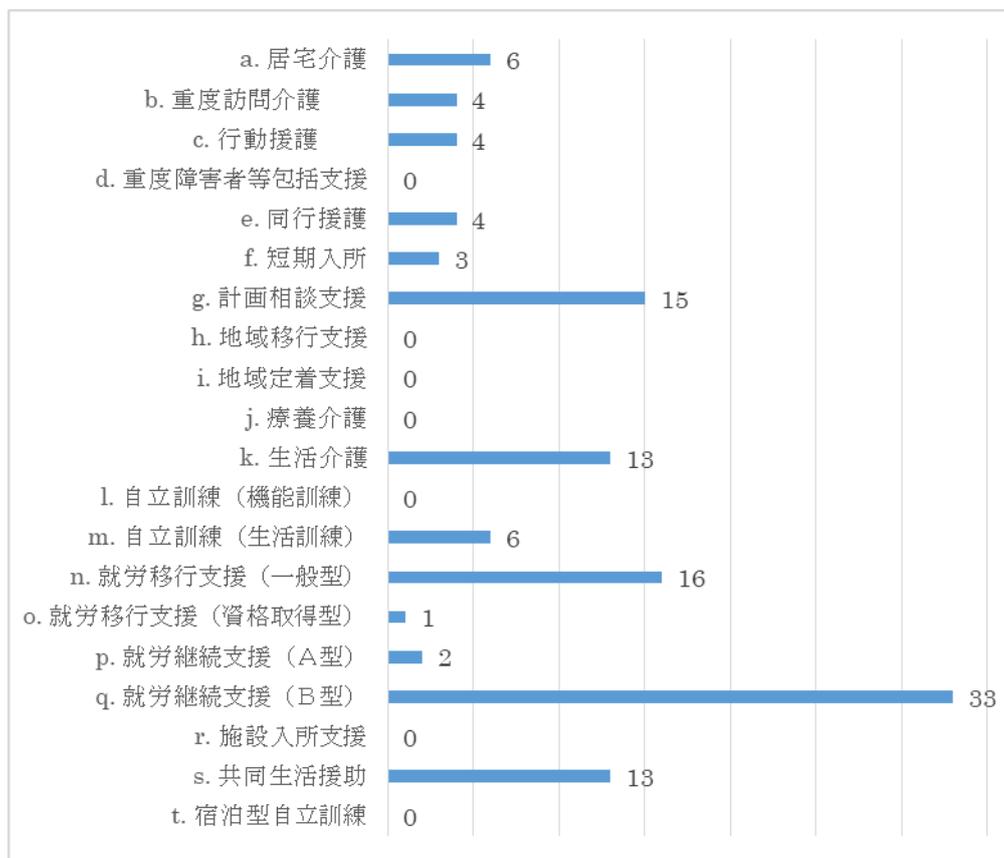
その他の理由

- 税理士に相談はしているが、税務申告するかどうか悩んでいます。
- 税理士と相談の上、対応を先延ばしにした。
- 只今検討中のため。
- 障害福祉サービスが一律に「請負」に当たるとは思わない。

2. 団体の運営に対する質問

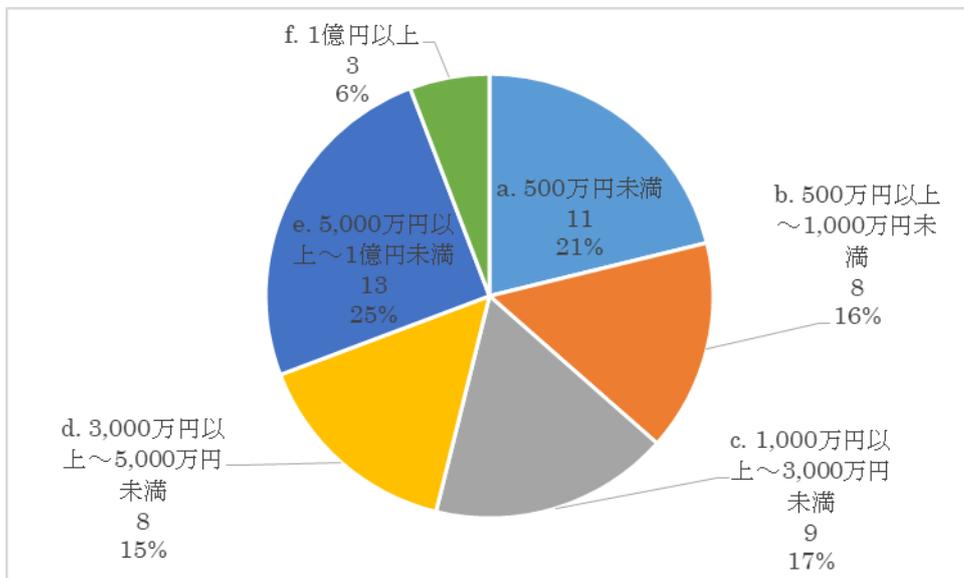
① 障害福祉サービスの種類は何ですか？（複数回答可）

対象数	143 法人
回答数	43 法人
複数の選択肢を回答	17 法人
回答率	30.1%



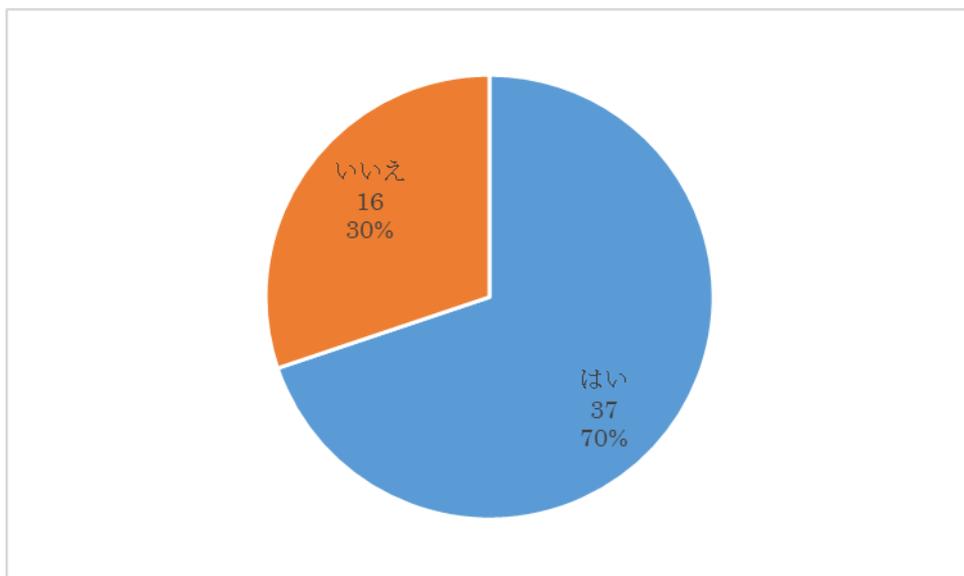
② 法人全体の事業規模についてお伺いします。前年度の経常収益合計の額を、お選びください。

対象数	143 法人
回答数	52 法人
回答率	36.4%

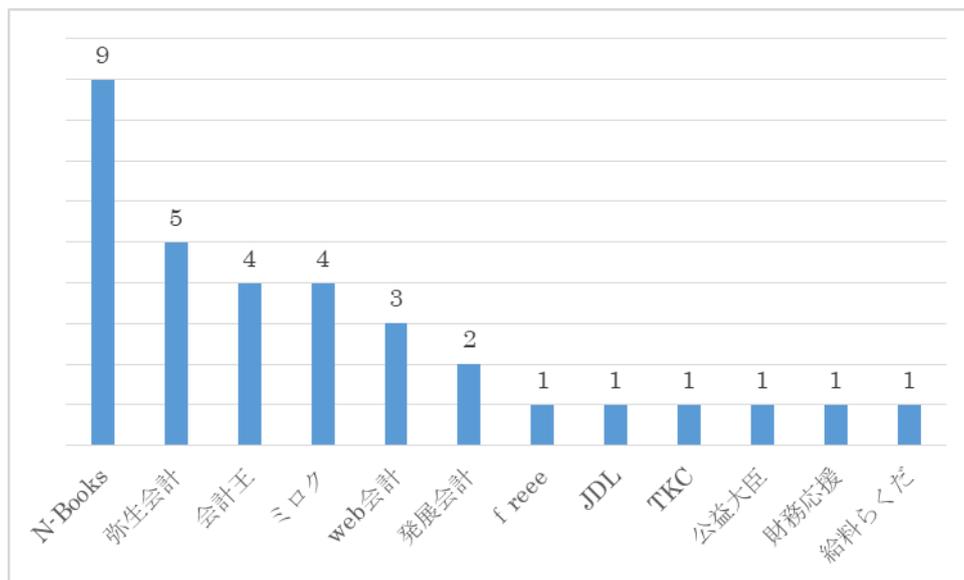


③ 会計ソフトを使用されていますか？

対象数	143 法人
回答数	53 法人
回答率	37.1%

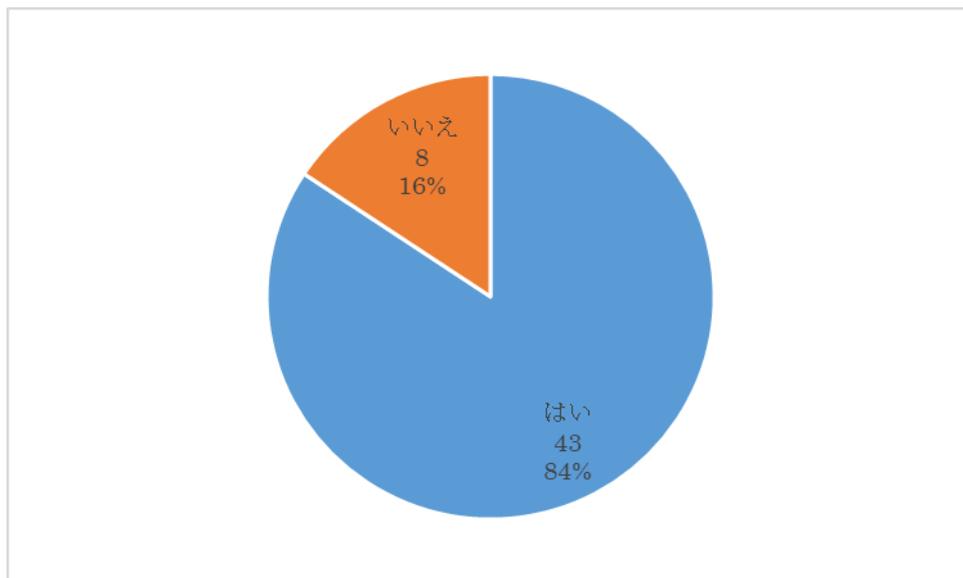


会計ソフト名



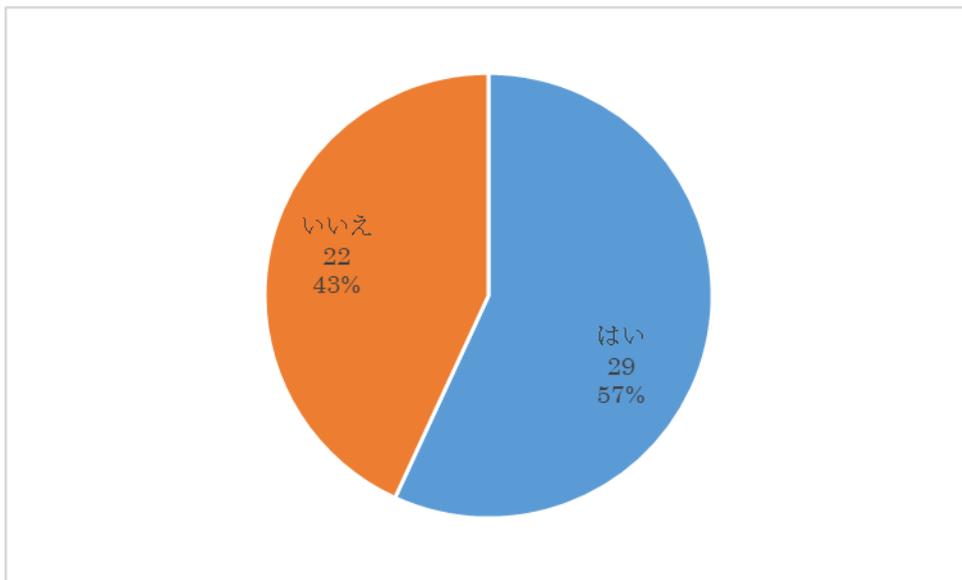
④ NPO 法人会計基準をご存知ですか？

対象数	143 法人
回答数	51 法人
回答率	35.7%



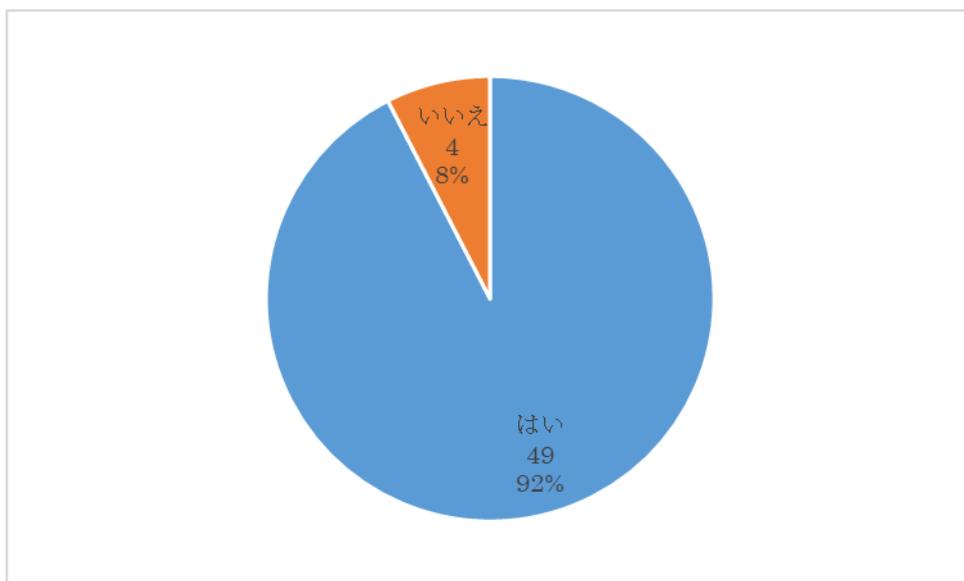
⑤ NPO 法人会計基準が昨年 12 月に改正されたことをご存知ですか？

対象数	143 法人
回答数	51 法人
回答率	35.7%



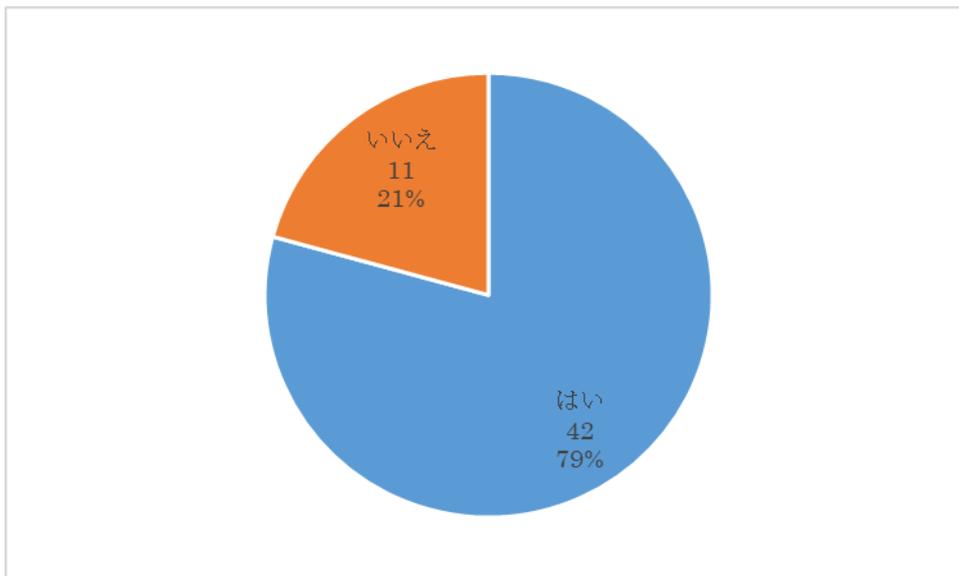
⑥ 会計担当者はいらっしゃいますか？

対象数	143 法人
回答数	53 法人
回答率	37.1%



⑦ 顧問税理士はいらっしゃいますか？

対象数	143 法人
回答数	53 法人
回答率	37.1%



その他のコメント

平成 27 年に潮来税務署の方が来て、「就労継続支援 B 型事業は、収益事業に当たる」と言われました。その時は、「医療保健業」に該当するとのことでした。税理士さんを頼み、交渉してもらいましたが、ダメでした。結局、過去 5 年分（平成 22～26 年度）の法人税及び延滞金も収めるように言われ、納入しました。その後、茨城県から、行方市から請求が来ました。県と市からは、法人税免除の承認を毎年もらっていたにもかかわらず、延滞金も取られたのは納得がいかない。

資料編

国税庁ホームページより抜粋 < <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/21/18.htm> >

[ホーム](#) / [法令等](#) / [質疑応答事例](#) / [法人税](#)

/ NPO法人が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う場合の法人税の納税義務について

NPO法人が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う場合の法人税の納税義務について

【照会要旨】

NPO法人A会(以下「A会」といいます。)は、特定非営利活動促進法により設立された特定非営利活動法人であり、法人税法上の公益法人等に該当します(法26、特定非営利活動促進法70①)。

今般、A会は、障害者総合支援法(注)に規定する障害福祉サービスを、利用者に対して提供することとしていますが、当該サービスはA会の本来の目的として行う事業であり、公益性を有するものであることから、法人税の納税義務はないと解してよいでしょうか。

(注) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律をいいます。

【回答要旨】

原則、法人税法上の収益事業に該当し、法人税の納税義務があります。

(理由)

法人税法上、公益法人等は、収益事業から生ずる所得以外の所得については、法人税を課さないこととされています(法4①)。ここにいう収益事業とは、法人税法施行令第5条第1項各号((収益事業の範囲))に掲げる34の事業をいいます。

このため、その行う事業が公益法人等の本来の目的たる事業であるかどうかや会員等に対して利益の分配を行わない(非営利)といったことにより、収益事業に該当するかどうかの判断を行うものではありません。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、障害者に対して介護等の提供を行う対人サービスであり、こうした障害者は医療保健面でのケアを必要とするのが通例であることから、医療と密接な連携がなされており、実際面において、これらは、個別支援計画の策定過程等を通じて確保されますので、このような特徴を有する障害福祉サービスは、原則として収益事業である「医療保健業」に該当します(法5①二十九)。他方、就労移行支援に代表されるように、看護師の関与も求められていないものについては、必ずしも「医療保健業」とは言えないのではないかと考える向きもあるようです。この点、基本的には上述のとおり、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは「医療保健業」に該当すると考えられますが、仮に、個別の事業者のサービス内容から見て、実態として医療や保健といった要素がないサービスを提供しているようなケースがあったとしても、障害者総合支援法の下で、事業者と利用者との間で利用契約を締結し、利用者からそのサービスの対価を受領することになりますので、そうした契約関係等を踏まえれば、法人税法施行令第5条第1項第10号に規定する収益事業である「請負業(事務処理の委託を受ける業を含む。)」に該当します。

したがって、NPO法人が行う障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスは通常、医療保健業か請負業のいずれかに該当し、法人税の納税義務があります。

ただし、NPO法人が提供する障害福祉サービスが、実費弁償方式①個々の契約ごとにその都度実費精算が行われるもの、②ごく短期間に実費精算が行われるもの、③手数料等の額が法令により実費弁償の範囲内で定められ、仮に剰余金が生じた場合には手数料を減額する等の適正な是正措置を講ずることになっているもの)により行われるもので、あらかじめそのことについて税務署長の確認を受けた場合については、収益事業としないものとされ(法人税基本通達15-1-28)、また、その障害福祉サービスに従事する者の半数以上が身体障害者等であり、かつそのサービスが身体障害者等の生活の保護に寄与している場合については、収益事業に含まれないものとされますので(法5②二)、いずれの場合に該当するときは法人税の納税義務はありません。

なお、法人税の額は、各事業年度の所得の金額を課税標準として、その所得の金額に税率を乗じて計算する仕組みとなっていますので、

公益法人等が納税義務者として、法人税の申告をする場合であっても、収益事業から生じた所得がない（例えば赤字）場合には、納付する法人税額は生じません。

【関係法令通達】

法人税法第2条第6号、第4条第1項
法人税法施行令第5条第1項第10号、第29号、第2項第2号
法人税基本通達15-1-1、15-1-27から15-1-29
特定非営利活動促進法第70条第1項

注記

平成29年7月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんが、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

2018年3月27日

障害福祉サービス事業に取り組む県内 NPO 法人の皆様

茨城 NPO 事務支援センター

〔認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コモンズ〕
事務局長・いばらき未来基金事務局 大野 寛

「国税庁が障害福祉サービス事業に法人税課税すると示したことに関する
緊急アンケート」ご協力をお願い

拝啓 春寒の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

NPO 法人が行う障害福祉サービス事業について、国税庁が法人税の対象となる「収益事業に該当する」と昨年発表しました。茨城県の障害福祉課より、その旨の通知が既に届いているかと思われます。皆様におかれましては、その対応方法をご検討されていることと存じますし、また他の団体がどのような方針で対応するか、気になっているものと思われます。

そこで、茨城県内で障害福祉サービス事業に取り組む NPO 法人に対し、その対応状況を調査、実態把握を行い、ご希望の皆様に関後のご対応の参考となるような情報をご提供したいと考えております。

つきましては、2018年3月30日（金）までに別紙のアンケートへのご回答をお願いします。選択肢を選ぶ形式で、5分程度で終了する簡単なアンケートとなっております。ご希望の方には、集計結果を無料で共有致します。

年度末のお忙しいところ恐縮ではございますが、よろしくご協力申し上げます。

敬具

本件に関するお問い合わせ、ご返信先

茨城 NPO 事務支援センター

（運営：認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コモンズ）

事務局長・いばらき未来基金事務局 大野 寛

〒310-0031

茨城県水戸市大工町 1-2-3 トモスミとビル 4 階

みとしんビジネスセンター C-1

☎ : 029-300-4321

FAX : 029-291-8991

e メール : info@npocommons.org

ウェブサイト : www.npocommons.org

国税庁が障害福祉サービス事業に法人税課税すると示したことにに関する緊急アンケート

ご返信先：認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・commons 大野宛

FAX:029-291-8991 eメール:info@npocommons.org

1. 国税庁の判断への対応状況に関する質問

- ① NPO 法人が行う障害福祉サービス事業について、国税庁が法人税の対象となる「収益事業に該当する」と昨年発表したのをご存知でしたか？ はい ・ いいえ
- ② 国税庁の発表を受けて、今後どのように対応される予定ですか？以下の中から、該当するもの全てに ○ をお願いします。
 - a. かねてから税務申告している
 - b. 従来は税務申告していなかったが、今後申告する予定
 - c. 収益事業開始届を税務署に届け出る予定（ 年 月届出予定）
 - d. 収益事業に該当しないと税務署に以前確認を取ったので、今回の発表を受けても何も対応しない
 - e. まだ対応方針を決定していない
- ③ ②の質問で、b または c を選択された団体にお伺いします。税務申告に向けて、どのような対応をされていますか？以下の中から、該当するもの全てに ○ をお願いします。
 - a. 新たに会計ソフトを導入した
 - b. 近くの税務署に相談した
 - c. 税理士に相談した
 - d. 税理士と顧問契約を締結した
 - e. 会計の体制を強化した（どのように？.....）
- ④ ②の質問で、e を選択された団体にお伺いします。なぜ e を選ばれたのでしょうか。該当するもの全てに ○ をお願いします。
 - a. 法人税に関する手続きの仕組みが良くわからないから
 - b. 法人税の手続きの情報がないから
 - c. 税理士など、相談できる人がいないから
 - d. これまで税務署から非収益事業と判定されていたので、今回の国税庁の発表は納得できないから¹
 - e. その他（ ）

2. 貴団体の運営に対する質問

- ① 障害福祉サービスの種類は何ですか？以下の中から、該当するもの全てに ○ をお願いします。
 - a. 居宅介護 b. 重度訪問介護 c. 行動援護 d. 重度障害者等包括支援 e. 同行援護 f. 短期入所
 - g. 計画相談支援 h. 地域移行支援 i. 地域定着支援 j. 療養介護 k. 生活介護 l. 自立訓練（機能訓練）
 - m. 自立訓練（生活訓練） n. 就労移行支援（一般型） o. 就労移行支援（資格取得型）
 - p. 就労継続支援（A型） q. 就労継続支援（B型） r. 施設入所支援 s. 共同生活援助 t. 宿泊型自立訓練
- ② 法人全体の事業規模についてお伺いします。前年度の経常収益合計の額を、以下よりお選びください。
 - a. 500万円未満 b. 500万円以上～1,000万円未満 c. 1,000万円以上～3,000万円未満
 - d. 3,000万円以上～5,000万円未満 e. 5,000万円以上～1億円未満 f. 1億円以上
- ③ 会計ソフトを使用されていますか？ はい（名称： ） ・ いいえ
- ④ NPO 法人会計基準をご存知ですか？ はい ・ いいえ
- ⑤ NPO 法人会計基準が昨年 12 月に改正されたことをご存知ですか？ はい ・ いいえ
- ⑥ 会計担当者はいらっしゃいますか？ はい ・ いいえ
- ⑦ 顧問税理士はいらっしゃいますか？ はい ・ いいえ
- ⑧ よろしければ、ご連絡先をお書きください。（調査結果をまとめた報告書には、団体名は匿名となります）

団体名			
役職名	氏 名		
☎	eメール・アドレス		
調査結果の共有をご希望ですか？	はい ・ いいえ		
会計支援や税務に関するより詳しい情報提供をご希望ですか？	はい ・ いいえ		

アンケートへのご協力、誠にありがとうございました。

¹ 作業所などの全国組織「きょうされん」は、国税庁長官に判断の撤回を求めています。また NPO 会計税務専門家ネットワークや全国重症児デイサービス・ネットワークも今回の見解発表を批判しています。

参考文献

整理番号	発行者	発行年月日	文献名
1	国税庁	2017年 7月1日	NPO 法人が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う場合の法人税の納税義務について
2	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課	2017年 7月31日	NPO 法人が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う場合の法人税の納税義務について
3	朝日新聞	2018年 3月5日	NPO の障害者就労支援に課税 国税見解に不安広がる
4	週刊 税務通信	2016年 12月16日	NPO 法人の障害福祉サービスは原則収益事業
5	認定 NPO 法人 NPO 会計 税務専門家ネットワーク	2018年 1月9日	NPO 法人の障害者福祉サービス事業に関する質疑応答事例に対する意見
6	認定 NPO 法人 NPO 会計 税務専門家ネットワーク	2018年 4月26日	障害福祉サービス事業アンケート結果
7	認定 NPO 法人 NPO 会計 税務専門家ネットワーク	2018年 3月	新版 NPO 法人実務ハンドブック
8	中尾 さゆり	2017年 7月17日	NPO 法人が行う障害福祉サービス事業は「収益事業に該当する」(国税庁 HP の文書回答事例) ⇒そもそどうなったの？
9	一般社団法人 日本精神保健福祉事業連合	2017年 9月15日	NPO 法人が行う障害福祉サービス事業の法人税法上の取扱について

**国税庁が障害福祉サービス事業に法人税課税すると示したことにに関する緊急アンケート
報告書
2018年5月**

発行：茨城 NPO 事務支援センター
 (運営：認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・commons)
 〒310-0022
 茨城県水戸市梅香二丁目 1 番 39 号 茨城県労働福祉会館 2 階
 ☎：029-300-4321 FAX：029-300-4320
 eメール：info@npocommons.org
 ウェブサイト：www.npocommons.org

※ 転載または引用の場合は必ず出典を明記のこと